


令和 4年 4月 15日

武雄市長 小松 政 様

（武雄市議会議長経由）

会 派 名 新政策研究クラブ

代表者名 川原 千秋 

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり令和3年度政務活動費の実績を報告します。

交 付 年 月 日	令和 3年 4月 9日
文 書 番 号	武市総第27号
交 付 年 度	令和 3年 度
完 了 年 月 日	令和 4年 3月 31日
交 付 決 定 金 額	200,000 円

令和3年度事業報告書


(会派名 新政学研究会クラブ)

月 日	事業内容	備考
7/5	12月定例会 報告	折原とよ子 報告
		発行

令和 4年 4月 15日

武雄市議会議長 山口昌宏様

会派名 新政策研究クラブ

代表者名 川原千秋 

収 支 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり令和3年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費 200,000円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費		
広 報 費	51,778円	議会だより
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	103,608円	新聞
人 件 費		
事 務 所 費	55,000円	携帯電話、インターネット
計	210,386円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0円

支 出 明 細 書

項 目	広報費				
金 額	5,778円				
摘 要	議会報告				
支出明細	種 別	単 価	数 量	金 額	
	議会印刷代	円		39,600円	
	折込料			5,778円	
	折込料			7,000円	
		計			5,778円
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 **広報費** 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	39600 円
支払先	(有) 井手写真製版
内容	議会代り

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領 収 証

No. 008920

2021年 2 月 5 日

杉原豊吉 様

金額	¥ 3 9 6 0 0
----	-------------

内 訳

消費税

但し 現金代り

現金 39600

小切手

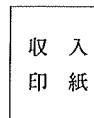
上記の金額正に領収いたしました



有限会社 井手写真製版

代表取締役 井手政次

〒857-0135 長崎県佐世保市瀬戸越町4-49-7
 TEL.0956-49-5493 FAX.0956-49-5494



政務活動費 領収書 写し 《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	5,178 円
支払先	武雄北方新聞販売店
内容	オリコミ料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領 収 証 杉原とよき 様 No. _____

金額									
			¥	5	1	7	8		

内 訳
 現金
 小切手 /
 手形 /
 消費税額等(%)

但 オリコミ料 (1070円×4.4×1.1)

2022年3月18日 上記正に領収いたしました

武雄北方新聞販売店
 山口 剛

〒849-2201 佐賀県武雄市北方町志久549-1
 TEL 0954-36-3911

収入印紙

政務活動費 領収書写し《令和3年度分》

【科目】(いずれか1つに○をつける)

調査研究費 研修費 **広報費** 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	7,000 円
支払先	佐賀新聞山内販売店
内容	折込料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領収証

杉原

様

No. _____

★

¥ 7,000-

但 R4²/9(月) 折込分(2015報) 折込料として

R4 年 2 月 7 日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

佐賀新聞山内販売店

岩崎宏太

〒849-2305 武雄市山内町大字宮野91-178

TEL 0954-45-4606

杉原とよき 議会報告

令和4年2月発行
杉原豊喜後援会
山内町大字烏海18433-2
TEL:45-2078

●子どもたちのためにもすばらしいふるさとづくりに向けて全力で

12月定例会が11月30日から12月16日まで開催されましたが、9月定例会に議決された百条調査特別委員会もこの間、開催してきました。内容については裏面に報告させていただきます。

先般市民の方と話している中で、武雄市（旧山内町・北方町）は、今私たちが築いたものではない。先人達が大変ご苦労をご苦労を重ねられ、また、いろいろな知恵と力を出し合い築かれてこられたものが、歴史あるふるさとといえる“まち”であり、今の武雄市であると思う。だから、強みや良さを活かしてこそ、未来へ向けたいふるさとづくり、未来への投資ともなり、すばらしいまちづくりに繋がるものではないか、と言われましたが、まさにそのとおりであると思います。

私も武雄市にしかないものを活かしつつ、人材の育成、人材力の強化をはかりながら安全で安心して住み暮らせるふるさとづくり、また、同時に人づくりこそが、すばらしいふるさとづくりにもなると思いますので、これらに実現に向けて全力を傾注して参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

《12月の補正予算の総額は22億1555.3万円となり、補正後の予算総額は334億9678.3万円となります。前年比1億2142.6万円 0.4%減です。》

●条例議案（10件）主なものは下記のとおりです

- ①武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例
 - ②武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例
 - ③武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ④武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ⑤武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - ⑥武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
 - ⑦武雄市衛生処理センター設置条例の一部を改正する条例
- 事件議案（14件）主なものは、下記のとおりです
- ①新工業団地造成工事請負契約の一部変更
 - 8月豪雨による工期延長など（可決）
 - ②武雄市体育施設の指定管理者の指定
一般社団法人武雄市体育協会（可決）
 - ③武雄市民球場の指定管理について
株式会社 ヒューテック（可決）

●予算議案（10件）予算の主なもの

- 豪雨災害にかかるともの
- ・建物設備再建費用——最大50万円 経費の1/2以内（市費）
- ・浸水対策費用補助——最大1000万円 経費の1/4以内（市費）
- ・機械、施設の再取得、再建、修繕に係る費用——6/10（県3/10、市3/10）
- ・次期作支援（種子、種苗薬剤、肥料の購入）——県1/3、市1/10
- ・畜産農家支援（生産資材の再購入）——県1/3、市1/10
- ・農地農業用施設等災害の早急な復旧のためのもの——農地 88ヶ所 2億6570万円
施設 152ヶ所 11億2630万円

・林道災害——4路線7工区 1億450万円

・がけ崩れ——12か所 1億9830万円

※その他の件については、市報の2月号をご覧ください。

質問を行う予定だった事項をいくつか挙げてみると

- 1、佐賀産和牛1.2kg 県産和牛を含む牛肉1.6kg、さがびより1.5kgなど）を返礼品とするキャンペーンは誰が企画されたのか。他に誰が知っていたか。
 - 2、納入業者と共同キャンペーンしたとすれば確実に返礼品発送が出来るかと確信してのものではなかったのか。納入業者との信頼関係は。
 - 3、いつ遅延を把握し、どういった対応をしたのか。米の確保を含めて誰かにお願い、依頼をしたか。（遅延が発覚する前、あるいは後にも）
 - 4、今まで米1俵をいくつで調達してきたか。
 - 5、行政への説明の中では、米は確保していたが、精米が間に合わなかったとも聞いたと説明があったが確保していたのなら出来たはずではないか。
 - 6、請求があった業者には商品代送料等は確実にその業者に支払い、あるいは振込みはしていたか。その証拠書類の提出を求める。
 - 7、エール補助金は誰からの情報か。補助金申請が不採択となつたと聞くが、その理由は。この補助金が採択されなかったことと遅延問題との因果関係は。
 - 8、今後、武雄市より損害賠償請求があると聞くが対応はどのようにするつもりか。
 - 9、支払明細書、請求書、納品書などの提出も求めていたが水害で水につかり廃棄したと1回目の証人喚問当日、関係書類滅失証明書の提出があったが、水没の形跡はない。等の証言を求める予定だったが、証言がなされず残念極まりない。
- 当委員会としては、返礼品等の業務が正当に行われていたか、又、遅延に至った経緯やどのような方が関係していたのかを証言してもらい、市民の皆様への説明を果たす目的、又、一刻も早く武雄市の名誉を回復するためのものであったはずだが、何か証言出来ないことでもあったのか。疑問も多々残った所である。
- 最終委員会となった12月1日には、行政の失態などが明るみになった。2年間1度も委託業者を訪れたこともない、決裁も部長決裁で行っていた。今までもこのような事を繰り返していたのでは驚きいかと疑問点も残る。納入業者の請求書や支払い状況もチェックもせず支払いをしていた事には驚きである。市に入ったお金は1円たりとも公金であるはず。まさに行政の管理監督の不行き届きがこういった事態に至つたと言わざるを得ない。企画書もチェックすらししないで採択している。これも文書偽造と言わざるを得ないのにチェック等確認をしようとしてもしていない。こんな自治体は全国でもないのでないか。
- 今回の調査で驚くようなことばかりで、西九州のハブ都市を目指す事が出来るのか。
- 行政側の責任は委託業者以上のものであり、市民に信を問うべきではないか！！
- それに、12月議会の最終日委員長報告のあと、委員会を終える旨の議決を行うものだが、その前に市長、副市長の減給10%を3ヶ月の追加提案がなされたが、委員会自体を軽視しているのか、早く幕引きを謀ろうとされたのか、これが武雄市なのか。この議案は継続審議となっているが、議会としても行政へのチェック機能を強固なものにしていかなければならぬ事を痛感したところである。安全で安心して住み暮らせる武雄市、任んで良かったと言え、ふるさとづくりに皆さんと共に！

地方自治法第百条に基づく調査特別委員会報告

今回のふるさと納税の委託業務に関する調査特別委員会の設置につきましては、遅延問題などで様々な疑惑が生じたところであり、これらを受けてのものであります。

特に2万5千件を超える返礼品の遅延につきましては、寄付者の方々よりの信頼もいちじるしく失墜してしまい、武雄市の名誉も大きく傷つき、又、返礼品等に対し疑問を抱いている方が数多くおられる所でございます。このような事より、まず最初に執行部の担当者の方への参考人として意見聴取を行いました。内容については、委託業者選定については、委託業者の方が太平洋商會さんを選定されているが、誰かからの指示はなかったか、事前の意思統一はなかったか。採点の内訳などを聞いてたところでありませう。

又、今まで実績等もないのになぜかなど、委員からの質問もあり、答弁としては、誰かからの指示はなかった、又、事前に話し合っていない、選定理由は、市内に会社を設立されているので税金がある、雇用が生まれる、そして見積もり金額が8.8% (税込み) で一番安かった等の説明があったが、結果は遅延と言う大問題となってしまった訳で、雇用が生まれ税金があったのか疑問も残る。

又、契約保証金についても、令和2年度分は、事業が済んでいないのに5月31日付けで返金され、令和3年度分は免除されている。これは、誰かからの指示か、の間に課長はスムーズに事業が行われ、令和2年の契約は終了していると思っただけ返金した。こういった事がまかり通るのか！

又、免除については、4月に異動した事で事務引継ぎでも大変な時に、財務規定を調べて、

4月1日付けで免除されているが、就任直後の一課長が誰の指示もなしで、4月1日にさかのぼって出来ることなのか、前課長からの引継ぎではないのか、との質問には、課長が自分が行ったと言われた。これも異動直後の一課長にこんなことが出来るのか疑義があります。それから、申し述べ遅れましたが、プロポーザル選定委員の選考については、副市長決裁 (乙決裁) をしなければならぬのに、部長決裁 (丙決裁) で済まされている。これは大問題ではないか。部長の誤りで決裁し、すみませんでした、で済む問題か？大変な事態であり、これまでもこの様なことを日行っていたのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

その他の質疑は、

- ・プロポーザル参加業者の事務所や店舗等は確認したか → した
- ・太平洋商會を知っていたか誰かからの紹介はなかったか → なかった
- ・ジッパーがアースグロウへと名前が変わったのを知ったのはいつか (ジッパーは遅延問題を以前起こした業者)
- ・アースグロウとなって初めて会ったのはいつ頃か → 定かでない
- ・過去に遅延問題を起こした業者を納入業者として認めたのはなぜか

「遅延は解消している」「税の滞納もない」「代表が反社会的勢力に關係ない」等、疑義はなかったと言われたが、一度信頼関係がなくなったのが簡単に信頼回復出来るのか？

行政がこのような事をして本場に大丈夫と言えぬのか。市長決裁時にきびしいチェックの必要があったものでは？

次に、現企画部長、課長への聴取でも前記と重複するものがほとんどであったが遅延 (返礼品) を

認識 (知った) のはいつ頃か。4月後半頃と言われているが、保証金352万円は、5月31日に返金されているが、これは修正であったか。

まさに便宜供与ではないか？

答弁は前記の通りであります。(事業はスムーズに行われ令和2年の契約は終了したと思っただけ) 太平洋商會を市の返礼品の委託業者に選定してから、行政 (市) は委託業者の会社へ行き、打ち合わせや指導、協議等を月1回あるいは2ヵ月に1回とか (定期的) にしてきたか？の質問に対して、委託してから委託業者の会社へ行っただけではない 驚きの答弁であった。

市と協議して事業推進を図る、と規約にはあるが2年間1度も訪れていない。遅延が発覚してから初めて会社に訪れたとの答弁であったが、もし定期的に訪れて指導や協議をしていたらこのような事件は起こらなかったのではないかと委員から相次いだ。

まさに、行政の怠慢ではないか。そして、疑義を抱かざるう得ない。

以前の総務常任委員会、委託業者が確実に納入業者の請求先に支払 (振込み) がなされているのを確認しているか、と聞かれた時に、担当者は、「お互いの信頼関係で行っているのを確認していない」と言われた。行政の考えの甘さが露呈したのではないかと、委員からの指摘がありました。他にもありますが、議事録で確認願います。

又、返礼品納入の80%近くを納入されていた「アースグロウ」、「佐賀グル」への参考人としての意見聴取に対しては、両業者共、仕事が多忙、知人が危篤状態等で欠席され話を聞くことが出来ませんでした。強制力がある証人喚問が出来るのであればこちらをされた方が良かったと思われませんが、他の方法がとれなくて残念である。

あとは、一番の当事者 (遅延) でもある太平洋商會を証人喚問と言う形で召喚することに委員会で決定して要請を致しましたが、これは地方自治法第百条の規定、民事訴訟法の証人尋問に関する規定に基づき行ったものであります。

まずは証人尋問を行うために最初に「良心に従って真実を述べ何事も隠さずにまた、何事も付け加えないこと」を誓いますと言う宣誓を行い、宣誓書に署名捺印してもらったことになっていますが宣誓はしない、証言は文章でしかしない。委員の質問には用意した文章でしか証言しないと云われ、10月26日は、尋問出来ず、再度11月5日出頭を求め、委員会を開催しましたがこの日も前回と同様に出席はしたものの宣誓はしない、文章で証言すると言われたので委員会としては、宣誓拒否、証言拒否に当たるということで全会一致で地方自治法第百条の規定により告発することを議決しました。

令和2年度分の納品書、納入業者の請求書、取引業者との契約書、収支決算書の提出も求めていたが、関係書類滅失証明書を当日提出。資料提出の期限までの間、議会事務局とのやり取りでは水役の話は全く出ていない。重要な書類はなぜなのになぜそのことを伝えなかったのか。パソコンのデータも出ない。武雄市との重要な書類を復旧すらしていないのか。

8月豪雨災害で書類が水没したとの理由だが、太平洋商會の本店とされる住所は水害被害はない。全く不可解なことばかりで怒りさえ込み上げてくる。

文章でもらったから文章で返すと本人は再三再四述べたが、出頭して口頭でのやり取りではなく、文章でと言うのは有り得ない。出頭拒否と同様。又、文章と本人が述べているものは委員会から提出したものでなく、議会事務局から出頭依頼をした際、こういう事を尋ねられるか分かりませんよといった事項を添付したものを言っているに過ぎない。議会事務局の好意が裏目に出た形となった。

支 出 明 細 書

項 目	資料購入費					
金 額	103,608円					
摘 要	新聞代					
支出明細	種 別	単 価	数 量	金 額		
	聖教新聞	1934円	12	23,208円		
	佐賀新聞	3350円	12	40,200円		
	佐賀新聞	3350円	12	40,200円		
		計			103,608円	
	支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円	
		計				

政務活動費 領収書写し《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	23,208 円
支払先	野崎俊一
内容	聖教新聞

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

新聞購読料 領収証

杉原 豊喜 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2021年4月～2022年3月 領収日 月 日

領収金額	¥23,208
------	---------

品名	定価（税込）	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934
創価新報	55		
希望・未来	54		
SGI	55		
大白蓮華	209		
公明新聞	1,887		
公明日曜版	293		
公明ガッパ	73		

販売店 野崎 俊一

住 所 武雄市武雄町昭和27-14

TEL0954-22-3791 FAX0954-23-4471



政務活動費 領収書 写し 《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	40,200 円
支払先	岩崎新聞店
内容	日刊紙

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領 収 証

令和 4 年 8 月 21 日
 平成

杉野豊彦 様

現金	円
小切手	
手形	
振込	

金額	40,200 円
----	----------

佐賀新聞・朝日新聞・毎日新聞・産経新聞

岩崎新聞店

岩崎 宏太

佐賀県武雄市山内町宮野91-178
 TEL・FAX 0954-45-4606
 取引銀行 佐賀銀行三間坂出張所
 振込口座 普通 No. 3002085

但し R.3年4月～R.4年3月分
 上記の金額正に領収致しました

岩崎新聞店

印
紙

政務活動費 領収書写し《令和3年度分》

【科目】(いずれか1つに○をつける)

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	40,200 円
支払先	佐賀新聞 武雄北方販売店
内容	日刊紙

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

21年 4 月分 領収証 発証No. 00000717-202104-1

原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

2021年 8 月分 領収証 発証No. 00000717-202108-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

21年 5 月分 領収証 発証No. 00000717-202105-1

原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

2021年 9 月分 領収証 発証No. 00000717-202109-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

21年 6 月分 領収証 発証No. 00000717-202106-1

原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

2021年 10 月分 領収証 発証No. 00000717-202110-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

21年 7 月分 領収証 発証No. 00000717-202107-1

原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

2021年 11 月分 領収証 発証No. 00000717-202111-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額	¥3,350
(8%対象 3,350円)	

※ は軽減税率対象 (消費税込み)

自動振替推進中

ご購読有難うございます
金額正に領収致しました

年 月 日 領収

便利な口座振替をご利用下さい。

佐賀新聞 武雄北方販
山口剛
武雄市北方町志久549-1
0954-36-3911

佐賀
販

自動振替推進中

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

便利な口座振替をご利用下さい。

佐賀新聞 武雄北方販売店
山口剛
武雄市北方町志久549-1
0954-36-3911

領収
佐賀新聞
販売店

政務活動費 領収書 写し 《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	円
支払先	
内容	

うに貼ってください。

2021年12月分 領収証 発証No. 00000717-202112-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350 (8%対象 3,350円)

※は軽減税率対象

(消費税込み)

2022年1月分 領収証 発証No. 00000717-202201-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350 (8%対象 3,350円)

※は軽減税率対象

(消費税込み)

2022年2月分 領収証 発証No. 00000717-202202-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350 (8%対象 3,350円)

※は軽減税率対象

(消費税込み)

動振替推進中

佐賀新聞 武雄北方販売店
山口剛

2022年3月分 領収証 発証No. 00000717-202203-1

川原 千秋 様

銘柄	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350 (8%対象 3,350円)

※は軽減税率対象

(消費税込み)

動振替推進中

佐賀新聞 武雄北方販売店
山口剛
武雄市北方町志久549-1
0954-36-3911

ご購入有難うございます

金額正に領収致しました

年 月 日 領収

便利な口座振替をご利用下さい。



支 出 明 細 書

項 目	事務外費				
金 額	55000 円				
摘 要	携帯電話 使用料				
支出明細	種 別	単 価	数 量	金 額	
	携帯電話使用料	円	1	55000 円	
		計			55000 円
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

支払証明書

発行日付：2022年03月25日



ソフトバンク株式会社

請求先氏名	川原 千秋
請求先住所	〒 849-2204 佐賀県武雄市北方町 [REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	9767603765

携帯電話番号／機種契約番号等（2022年03月25日 現在）

01. 021-1309-2749 02. 021-1282-9211 03. 090-1367-2289 04. 090-3413-6292

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2022年02月	19,886	19,886	19,886	(1,054)	(6,793)	2022年02月20日
2022年01月	20,541	20,541	20,541	(1,113)	(6,794)	2022年01月20日
2021年12月	20,971	20,971	20,971	(1,152)	(6,794)	2021年12月20日
2021年11月	22,239	22,239	22,239	(1,268)	(6,785)	2021年11月20日
2021年10月	19,988	19,988	19,988	(1,063)	(6,794)	2021年10月20日
2021年09月	20,429	20,429	20,429	(1,104)	(6,785)	2021年09月20日
2021年08月	21,324	21,324	21,324	(1,187)	(6,769)	2021年08月20日
2021年07月	20,125	20,125	20,125	(953)	(6,863)	2021年07月20日
2021年06月	20,251	20,251	20,251	(972)	(6,775)	2021年06月20日
2021年05月	20,237	20,237	20,237	(969)	(6,793)	2021年05月20日
2021年04月	21,850	21,850	21,850	(1,118)	(6,775)	2021年04月20日

5,000円(限度額) × 11 = 55,000

合計 227,841 (11,953) (74,720)

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

お問い合わせ先

ソフトバンク株式会社
ソフトバンクカスタマーサポート
ソフトバンク携帯電話から 157 (無料)
一般電話から 0800-919-0157 (無料)

政務活動費 領収書写し《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	55000 円
支払先	ソフトバンク株式会社
内容	携帯電話使用料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

